

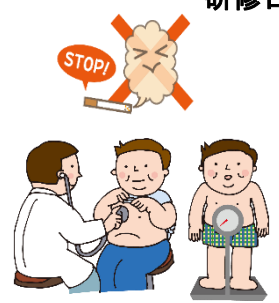
令和5年8月7~8日
定員: 45名

労働安全衛生法令で定められた資格要件のひとつ 「安全衛生推進者養成講習」 を開催します。

労働安全衛生法令により、常時10人以上50人未満の労働者を使用する次の業種に該当する事業場においては、「安全衛生推進者」を選任しなければなりません。
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

対象者 新しく安全衛生推進者に選任される方
受講料 15,000円
(1名分) 受講料には、テキスト代、資料代、消費税等を含みます。

研修日時 令和5年8月7日(月) 8時50分から17時00分
及び 8日(火) 8時50分から12時00分
研修時間 10時間 (学科研修 10時間)



研修場所 鳥取県労働基準協会会館
(鳥取市若葉台南1-17)

**受講申込の締切日
及び受講料支払期限** 令和5年7月28日(金)



お申込方法などの留意事項

① 締切日の令和5年7月28日(金)までに、別紙の受講申込書を郵送、ファックス等でご提出ください。受講料のお支払い方法は申込書に記載してください。なお、申込数が募集定員(45名)に達した場合には、締切日前でも受付を終了しますので、ご留意下さい。

② 受講申込み後は、令和5年7月28日(締切日)までにキャンセルの連絡があった場合を除き、受講料はお返しできませんのでご了承下さい。

③ 講習終了後に、事業所へは「受講者記録」を、受講者には「安全衛生推進者養成講習修了証」を交付します。

④ 当会館駐車場「P」(満車の場合は右地図の「P1」、「P2」の駐車場)をご利用ください。



お問い合わせ先
電話 0857-52-5060 担当 丸山

新型コロナウイルス等感染防止のための基本対策にご留意、ご協力をお願いします。また、発熱等のある方は受講を差し控えてください。

